

## 平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）に在籍する幼児の保護者に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。ただし、子ども・子育て支援法第31条に規定される特定教育施設の確認を受けた幼稚園を除く。

#### (2) 幼稚園類似の幼児施設

東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）に基づき、都知事が認定した施設をいう。

#### (3) 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設

幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設以外の幼児教育を目的とする施設で、別表1の基準に基づき、市長が認定した施設をいう。

#### (4) 幼児

平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者及び平成26年4月2日以降に生まれ満3歳に達した者で、平成29年4月1日（又は満3歳に達した日）から平成30年3月31日までの間において、特に市長が認めた場合を除き、本市の住民基本台帳に登載され、私立幼稚園等に在籍する者をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含める。

#### (5) 保護者

幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等への保育料等の納入義務を負う者をいう。

#### (6) 保育料等

次のア及びイに定めるものをいう。

ア 入園料 園則に規定され、平成29年度の入園に当たって納入すべき額

イ 保育料 園則に規定され、平成29年度中に当該年度分として納入すべき額（月額保育料に在籍する月数を乗じた額）

ウ その他学納金 園則に規定され、平成29年度中に当該年度分として納入すべき額

## (7) 保育所

児童福祉法（昭和 22 年法律第 169 号）第 39 条に規定する保育所及び東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号）に規定する東京都認証保育所をいう。

### （補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象者は、保護者とする。ただし、東京都内の他区市町村における本補助金と同趣旨の補助制度により補助金を受けた月は、対象としない。

### （補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象経費は、保育料等の納入総額とする。ただし、平成 29 年度八王子市私立幼稚園等入園料補助金交付要綱に定める入園料の補助、平成 29 年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱に定める就園奨励費の補助を受ける場合は、保育料等の納入総額から当該補助金額を控除した額とする。また、補助対象経費に、その他学納金を含める場合は、東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に規定される補助単価に在籍する月数を乗じた額を限度とする。

### （補助対象期間）

第 6 条 補助対象期間は、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月の間に現に保育料等を納入した月数（以下「在園月数」という。）とする。ただし、途中入園、途中退園、平成 29 年 4 月以降に八王子市へ転入した者及び平成 29 年 4 月以降に八王子市から転出した者に係る在園期間については、別に定めるものとする。

### （補助金額）

第 7 条 補助金の額は、幼児 1 人につき、別表 2 の区分に定める世帯の状況に応じた金額に在園月数を乗じて得た額とする。ただし、その額を補助対象経費が下回る場合は、補助対象経費の額を限度とする。この場合において、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 児童扶養手当を受給している婚姻によらないひとり親世帯の前項金額の算定は、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、一般の寡婦・寡夫又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて算出した市民税所得割課税額により、別表 2 の区分を適用する。

### （交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、別紙様式 1 に下記の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 在園及び保育料等納入済証明書（様式 5）
- (2) 平成 29 年度区市町村民税課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第 6 条に規定する申請書に記載すべき事項のうち、(2)・(3)・(4)及び(5)については、本制度の目的に鑑み、省略できるものとする。同様の理由から、同条に規定する申請に際し添付すべき書類のうち、事業計画書、予算書及び収支計画書については省略できるものとする。

(申請の期限)

第9条 第8条に定める申請は、年度当初から在園している幼児又は5月から9月までの間に途中入園(満3歳到達を含む。)若しくは八王子市に転入した幼児の保護者にあつては9月末日までに、10月以降に途中入園(満3歳到達を含む。)又は八王子市に転入した幼児の保護者にあつては、翌年の3月22日までにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、申請の期限を当該年度の3月31日まで変更することができる。

(交付の決定及び通知)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要と認める調査等を行い、その結果、補助金を交付すべきものと認めたとき(補助該当外の場合を含む。)は、速やかに補助金の交付を決定し、別紙様式2により保護者にその旨を通知するものとする。

(申請及び交付決定内容の変更)

第11条 第8条の規定により申請した保護者又は第10条の規定により交付決定を受けた保護者は、その申請内容又は交付決定内容に変更が生じたときは、規則第10条の規定に基づき、別紙様式4により速やかに市長に届け出なければならない。また、本届出の有無にかかわらず、市長は必要に応じて、申請内容及び交付決定内容についての調査を行い又は私立幼稚園等、私立の保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園に報告を求めることができる。

(交付決定の変更及び通知)

第12条 市長は、第11条の規定による届出、調査又は報告に基づき、補助金の交付額を変更すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の変更を決定し、別紙様式3により保護者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の変更交付決定がなされた場合において、既に変更後の補助額を超過する補助金が支払われているときは、市長は、前項の通知書中に期限を定めて、その超過額の返還を命じるものとする。

(支払額の決定)

第13条 市長は、第10条又は第12条の規定により交付決定した補助金のうち、平成29年4月から9月までの期間(以下「上期分」という。)の補助金については平成29年11月に、同年10月から翌年3月までの期間(以下「下期分」という。)の補助金については平成30年3月に、当該時期までに確認できる在園期間、保育料等の納入状況、入園料補助金及び就園奨励費補助金の補助状況を調査の上、該当期間の支払額を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、支払額の決定時期を変更することができる。なお、上期分の支払額の決定に当たって、当該時期までに確認できる保育料等の納入額から入園料補助金、就園奨励費補助金を控除した額が上期分の補助金額を下回る場合には、その差額分の支払を保留し、下期分の支払額の決定に当たって加算できるものとする。

(支払の時期)

第 14 条 第 13 条の規定に基づき支払額を決定した補助金の支払時期は、上期分の補助金にあつては平成 29 年 11 月に、下期分にあつては翌年 3 月に支給するものとし、その旨を保護者に連絡するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には支払時期を変更することができる。

(保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の認定申請及び決定)

第 15 条 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の認定を受けようとする施設は、保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設認定申請書(様式 6)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項による申請があつたときは、別表 1 の基準に基づき審査のうえ、認定と認められる者に対し、保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設認定通知書(様式 7)により通知するものとする。
- 3 市長は、認定した保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設について、必要に応じて認定条件の確認を行うことができるものとする。
- 4 市長は、認定条件の確認により基準に適合しないと判断したときは、認定を取り消すことができる。

(手続の省略)

第 16 条 この補助金の交付の手続については、規則第 12 条及び第 13 条の規定による手続を省略する。

(補助金交付要領)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、別に定める「取扱要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 1

### 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の基準

要綱第 3 条に規定する保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設の基準については、次のとおりとする。

#### 1 施設の設置目的

幼児教育を行うことを目的として設置された施設であること。

#### 2 公開性の原則

入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の子弟のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。

#### 3 教育内容

幼児教育について教育方針又は計画があり、幼児の成長発達に応じて計画的に継続して幼児教育を行う施設であること。

#### 4 入園対象

満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とするものであること。

#### 5 一学級の幼児数

一学級の幼児数は、原則として 35 人以下であること。

#### 6 学級の編成

学級は、原則として、学年の初めの前日において、同年齢にある幼児で編成するものであること。

#### 7 教諭

施設の長のほか、学級ごとに専任の教諭（教育職員免許法（昭和 25 年法律第 147 号）に定める教諭免許状を所持する者）1 人を置かなければならない。なお、その中の半数以上は、幼稚園の教諭免許状を所持する者でなければならない。

#### 8 教育週数

毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、原則として、39 週を下回ってはならない。

#### 9 教育時間

教育時間は、1 日 4 時間を標準とするものであること。

#### 10 施設及び設備等

(1) 施設及び設備に関しては、少なくとも次に掲げるものを備えていること。

ア 保育室

イ 便所

ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

#### 11 園則

次に掲げる事項を記載した園則を設けていること。

(1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項

(2) 教育課程及び教育週数に関する事項

(3) 収容定員及び教職員組織に関する事項

(4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

(5) 入園料、保育料及びその他の費用徴収に関する事項

## 平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金取扱要領

### 第1 通則

この取扱要領は、八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

### 第2 要綱第3条(4)の幼児の年齢について

幼児の年齢計算は、平成29年4月1日現在の満年齢による。ただし、満3歳児は、下記のとおりとする。

- 満3歳児 平成26年4月2日から平成27年4月1日に出生した幼児のうち3歳に達した者
- 3歳児 平成25年4月2日から平成26年4月1日に出生した幼児
- 4歳児 平成24年4月2日から平成25年4月1日に出生した幼児
- 5歳児 平成23年4月2日から平成24年4月1日に出生した幼児

### 第3 要綱第3条(4)の「特に市長が認めた場合」について

やむを得ない事情があると認められる場合で、八王子市内の居住を証する書類を添付のうえ、住民登録地外居住の申し出のある場合とする。

### 第4 要綱第3条(5)の「保護者」について

幼児が里親に委託されている場合又は私立の児童養護施設等に入所している場合は、申し出のあった里親又は当該施設の長を含める。

ただし、児童養護施設の長、里親、ファミリーホームの事業者等、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金において幼稚園費の支弁の対象となる者を除く。

### 第5 要綱第6条の「在園期間については、別に定める」について

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 1 途中入園者（八王子市への転入を伴うものを除く。） | 入園した月から起算         |
| 2 途中退園者（八王子市から転出を伴うものを除く。） | 退園した月まで算入         |
| 3 4月に転入した場合                | 4月から起算            |
| 4 4月に転出した場合                | 補助対象としない          |
| 5 5月以降に転入した場合              | 各月1日を除き転入した翌月から起算 |
| 6 5月以降に転出した場合              | 各月1日を除き転出した月まで算入  |
| 7 5月以降、各月1日に転入した場合         | 転入した月から起算         |
| 8 5月以降、各月1日に転出した場合         | 転出した前月まで算入        |

### 第6 要綱第7条の別表2の「世帯」について

- 1 幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父又は母及びその配偶者
- 2 父母以外の者が幼児と同一世帯に属して生計を一にし、幼児を扶養している場合、その扶養者（家計の主宰者に限る。）。
- 3 父又は母が幼児と居住が別の場合でも、生計が同一である場合には同一世帯として取り扱う。

- 4 父又は母の一方が幼児と同一の世帯に属していないと認められる場合、その父又は母は、幼児と世帯を別にした下記日付の翌月以降、世帯から除外する。
  - (1) 離婚が成立した日付
  - (2) 父又は母が死亡した日付
  - (3) 配偶者からの、精神的、肉体的暴力により、官公署に被害者であることが届けられた日付（書面で確認できる場合）
  - (4) 家庭裁判所へ夫婦関係調整調停を申し立て、受理されていることを確認できた日付（書面で確認できる場合）
  - (5) その他市長が特に必要があると認めた場合
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の対象となる特定中国残留邦人等の属する世帯は、生活保護法の規定による保護を受けている世帯として取り扱う。なお、取り扱うに当たって、支援給付の受給者証の写しの提出をもって確認する。

#### 第7 要綱第7条の別表2の「ひとり親世帯等」について

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者。
- 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 4 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 5 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- 7 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- 8 その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

#### 第8 要綱第7条の別表2の「小学校3年生以下」について

就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校の小学部に在籍している場合であっても、小学校1～3年生の就学年齢と同一年齢である場合は、小学校1～3年生の兄・姉とみなす。

#### 第9 要綱第7条の別表2の「障害児通園施設等を利用する就学前児童」について

児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童をいう。

なお、当該兄・姉を多子軽減の算定対象とするに当たっては、都道府県、市町村が交付する受給者証の写しの提出をもって確認する。

第 10 要綱第 7 条の別表 2 の「家庭的保育事業等」について

児童福祉法第 24 条第 2 項に定める家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）をいう。

第 11 要綱第 7 条の別表 2 の「区市町村民税の所得割課税額」について租税特別措置法による住宅借入金等特別課税控除、配当金控除、外国税額控除、寄附金控除などの適用前の額とする。ただし、調整控除を除く。

第 12 要綱第 8 条の申請添付書類について

- 1 平成 29 年度区市町村民税課税証明書は、賦課地の区市町村が本人宛に通知した納税通知書等の写により、また、賦課地が八王子市の場合は、市長が課税台帳を確認することにより課税証明書の提出に替えることができる。
- 2 平成 29 年度区市町村民税課税証明書は、平成 29 年 1 月 1 日に日本国内に住所を有していなかった場合、仮に区市町村民税額を算出するに足る前年の所得額等、必要事項の記載された書類又は申出書の提出に替えることができる。

第 13 要綱第 10 条の交付決定に係る審査等と決定の保留について

- 1 補助金の交付決定に当たり、平成 29 年 1 月 1 日に日本国内に住所を有していなかったため、区市町村民税の課税がされない世帯については、前記第 12 の 2 により提出された書類等に基づき仮に算出した区市町村民税相当額により審査することができる。
- 2 未申告により区市町村民税額が決定していない等で、区市町村民税が確認できない世帯、交付決定の審査等に際し必要とする書類が不足している世帯及び所得割課税額が確定しない世帯については、交付決定を保留することができる。
- 3 保育料を滞納している世帯については、交付決定を保留することができる。
- 4 上記世帯において、平成 30 年 3 月 2 日までに保留状態が解消されない場合、補助該当外として決定することができる。

第 14 交付申請書の提出及び交付決定通知書等の配付について

要綱第 8 条及び第 11 条に規定する申請書又は届書の提出及び第 10 条、第 12 条及び第 14 条に規定する交付決定通知書又は連絡文書の配付は、私立幼稚園等を通じて行うことができる。

第 15 要綱第 13 条、第 14 条の「市長が特に必要があると認める場合」について

- 1 途中退園又は市外転出により、交付決定額が減額変更された場合
- 2 税額更正等により、交付決定額が増額変更され差額支払が生じた場合
- 3 交付決定の保留状態が解消され、支払額が決定できるようになった場合

第 16 要綱第 15 条の「市長が必要と認める書類」について

- 1 幼児施設の案内図
- 2 園舎及び運動場見取り図
- 3 園舎平面図



- 4 防火管理者届写し
- 5 園則
- 6 申請年度の園児募集要項
- 7 年間教育計画書